

令和8年5月31日をもって「不用果樹伐採事業（負担金無し）は終了」しました。

改めて、クマ出没を抑制するため、7月1日から補助を開始します!!

【新規事業】不用果樹伐採補助事業 不用な柿の木等を所有者が 伐採した場合に補助します（補助率8割）

【対象となる方】

- ① 川崎町内に居住し、住所を有する方
- ② 町税等の滞納がない方

【対象とする果樹】

- ① 柿、栗、くるみ、その他町長が認める樹木で、最寄りの住家から半径200メートル圏内にあるもの。
- ② 町内の「業者に作業委託」したもの。
- ③ 申請者と果樹の所有者が異なる場合は、所有者から同意を受けているもの。

《対象外となる果樹》

- ・現地確認により伐採が難しいもの
- ・山林にあるもの

【補助額】 ※1人につき年1回に限ります

- ・対象経費：不用果樹の伐採 及び 伐採後の処分費用
- ・補助金額：対象経費の80% 上限額10万円

【受付場所】 川崎町 農林課（川崎町山村開発センター内）

【手続きの流れ】

見積取得⇒申請書提出⇒交付決定⇒不用果樹の伐採⇒実績報告⇒入金
※「申請書」や「実績報告書」は農林課にあります。又は町ホームページからダウンロードできます。

【町内の伐採業者】

川崎町に「競争入札参加事業者」に登録している業者
（詳しくは、農林課までお問い合わせください）

